

議案第 4 号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年川崎市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2の27の項を同表の30の項とし、同表の26の項を同表の29の項とし、同表の25の項中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。）」を「障害児福祉手当等関係情報」に改め、同項を同表の28の項とし、同表の24の項を同表の27の項とし、同表の23の項を同表の25の項とし、同項の次に次の1項を加える。

26	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当
----	----	-----------------------------------	---

	支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
--	---	--

別表第2の22の項を同表の24の項とし、同表の19の項から21の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の18の項中「（昭和40年法律第141号）」を削り、同項を同表の20の項とし、同表の17の項を同表の18の項とし、同項の次に次の1項を加える。

19 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導又は健康診査に関する事務であって規則で定めるもの	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの
-------	--	-----------------------------------

別表第2の16の項を同表の17の項とし、同表の15の項を同表の16の項とし、同表の14の項を同表の15の項とし、同表の13の項中「外国人生活保護関係情報」を「地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表の14の項とし、同表の12の項中「障害者関係情報」の次に「、地方税関係情報」を加え、同項を同表の13の項とし、同表の4の項から11の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の3の項の次に次の1項を加える。

4 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収	地方税関係情報であって規則で定めるもの
------	-----------------------------------	---------------------

	に関する事務であって規則で定めるもの	
--	--------------------	--

第2条 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項を同表の5の項とし、同表の1の項の次に次の3項を加える。

2 市長	川崎市重度障害者医療費助成条例（昭和48年川崎市条例第14号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年川崎市条例第30号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	川崎市小児医療費助成条例（平成7年川崎市条例第24号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の30の項を同表の33の項とし、同表の29の項の次に次の3項を加える。

30 市長	川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険の給付に関する情報、障害者自立支援給付関係情報、川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報、川崎市小児医療費助成条例による医療費の
-------	--	---

		助成に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 1 市長	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険の給付に関する情報、児童扶養手当関係情報、川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報、川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 2 市長	川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険の給付に関する情報、川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報、川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、

規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の施行に伴い、個人番号を利用することができる事務及び特定個人情報を利用することができる場合を追加すること等のため、この条例を制定するものである。